

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

平成30年度  
募集

# 保育補助者雇上費貸付 のご案内



保育補助者の雇上げを新たに行う施設又は事業者に対して必要な金額の貸付けを行う制度です。

保育補助者が貸付期間内に保育士登録を行うと、返還が免除されます。

## 貸付対象

新たに保育補助者の雇上げを行う施設又は事業者。  
(※週30時間以上の勤務を要します。)

## 貸付額

年額2,953,000円以内

## 貸付期間

保育補助者が保育所等に勤務する期間。  
(勤務を開始した日から起算して3年間を限度。)

## 返 還

保育補助者が保育士登録を貸付期間内に行わなかった場合は、返還義務が発生します。

## 申請期間

平成30年4月2日(月)～平成31年2月15日(金)必着  
※平成31年2月16日(土)以降の申請は、平成31年4月以降の送金となります。

お申し込みは、各市町村児童福祉担当課経由になります。

貸付の内容や条件等の詳細は、以下の県社協ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.mkensha.or.jp/>

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

【住 所】 〒880-8515 宮崎県宮崎市原町2-22

【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝除く)

☎ 0985-61-2424



平成30年度 宮崎県保育補助者雇上費貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

保育補助者（保育士資格を持たない保育士の補助を行う方）の雇上を新たに行う施設又は事業者に対し必要な資金を貸付け、保育士の勤務環境改善や離職防止により保育人材の確保を図る。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

| 項 目    | 概 要   |
|--------|---|
| 貸付対象者  | <p>宮崎県内の次の（１）又は（２）のいずれかの要件を満たす施設又は事業者とします。<br/>雇上げる保育補助者は週30時間以上の勤務を要することとし、保育所等における保育士配置基準に係る特例（平成28年3月18日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を適用して、「保育士としてみなしている」場合は該当しません。</p> <p>（１）新たに保育補助者の雇上を行う以下の施設又は事業者の方</p> <p>① 児童福祉法（以下「法」という）に規定する保育所（地方公共団体が運営するものを除く）</p> <p>② 法に規定する幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く）</p> <p>③ 法に規定する小規模保育事業を行う者</p> <p>④ 法に規定する事業所内保育事業を行う者</p> <p>⑤ 子ども・子育て支援法に規定する企業主導型保育事業を行う者</p> <p>※ ③、④は、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の算定対象となる方を雇上げる場合は貸付対象となりません。</p> <p>※ ⑤は、企業主導型保育事業費補助金の算定対象となる方を雇上げる場合は貸付対象となりません。</p> <p>（２）保育士の業務負担軽減を行っている上記（１）の①から⑤の施設又は事業者で、宮崎県知事が適当と認める方</p> |
| 貸付額    | 年額2,953,000円以内  |
| 利子     | 無利子（ただし返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります）   |
| 貸付期間   | 保育補助者が保育所に勤務する期間です。<br>ただし、当該保育所に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とします。  |
| 貸付金の交付 | 分割交付（毎年、年2回）  |
| 返還免除   | <p>次の場合、返還を全額又は一部免除します。</p> <p>① 県内の保育所等において保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得すること</p>  |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>が見込まれるとき、その他これに準ずるものとして宮崎県知事が認めるとき</p> <p>② 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき など</p>   |
| 返 還       | <p>次の事由が生じた場合、貸付金の返還が発生します。</p> <p>① 貸付契約が解除されたとき</p> <p>② 借受人が県内の貸付けを受けた保育所等において、保育補助者を児童の保護等に従事させなかったとき</p> <p>③ 借受人が、貸付けを受けた保育所で、保育補助者を児童の保護等に従事させる意思がなくなったとき</p> <p>④ 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p>   |
| 申 請 書 類   | <p>次の書類の提出が必要です。</p> <p>① 貸付申請書（保育補助者雇上費）② 誓約書</p> <p>③ 保育補助者の住民票（マイナンバーの記載のないもの）</p> <p>④ 連帯保証人の所得証明書</p> <p>⑤ 保育補助者の要件を証する書類</p> <p>ア 保育業務に従事経験有・・・在職証明書（従事経験は1,440時間以上）</p> <p>イ 家庭的保育者・・・研修修了証書の写し</p> <p>ウ 子育て支援員研修修了・・・研修修了証書の写し</p> <p>※ 勤務開始後に直近の子育て支援員研修を受講予定の者は、研修終了後に研修修了証書の写しを提出する。</p> <p>⑥ 労働条件通知書等 労働条件が確認できる書類</p> <p>⑦ 個人情報取扱同意書</p> <p>⑧ その他会長が必要と認める書類</p> |
| 申 請 の 流 れ | <p>貸付申請者→各市町村児童福祉担当課→宮崎県社会福祉協議会</p> <p>※ 提出書類⑧は会長が必要と認める場合</p>  |
| 申 請 期 間   | <p>平成30年4月2日（月）から平成31年2月15日（金）必着</p> <p>※ 平成31年2月16日（土）以降に申請された方については、平成31年4月以降の送金となります。</p> <p>（申請期間中であっても貸付枠に達した場合は募集を締切ります。申請される前には必ず福祉人材貸付相談室へご連絡ください。）</p>   |
| 問 合 せ 先   | <p>〒880-8515</p> <p>宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター人材研修館内</p> <p>福祉人材センター 福祉人材貸付相談室</p> <p>電話 0985-61-2424 FAX 0985-26-2828</p>  |